



ひとり親のお母さん、お父さんへ



奈良市養育費確保支援事業

子どもにとって両親の離婚はとても大きなできごとです。子どもがこれ乗り越えて健やかに成長できる環境を作りましょう。奈良市は公正証書の作成手数料や「養育費請求調停」・「強制執行」申立てを行う際にかかる費用を一部補助します。

養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。子どもに対し、親としての経済的責任を果たし、子どもの成長を支えることは大切なことです。

取り決めについて

養育費の取り決めは、口約束ではなく公的な書面に残しておくようにしましょう。公正証書等を作成しておくことで、万一不払いの際に「強制執行」などができるようになります。

◆対象となる方

- ・奈良市に現在住んでいる方
- ・20歳未満の子を養育している、ひとり親家庭の母または父
- ・国や他の地方公共団体から養育費に関する他の補助金などを受けていない方

◆補助対象の費用

①「強制執行認諾」の条項が記載された公正証書の作成手数料

②「養育費請求調停」・「強制執行」申立てに係る収入印紙代

「養育費請求調停」・「強制執行」申立て時に裁判所に求められる予納切手代

「養育費請求調停」・「強制執行」申立てに必要な公的書類の発行手数料

※裁判所までの交通費、戸籍謄本等を取得するための郵送代などは対象外

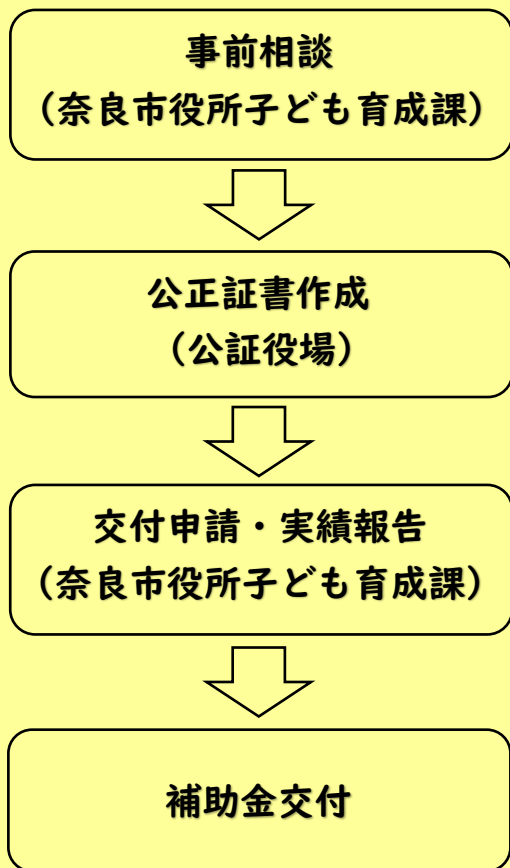
③弁護士費用のうち着手金

※「養育費請求調停」・「強制執行」申立てを弁護士に依頼する場合

※着手金については申請時期が支払い前となっており、支払い後の申請は対象外となりますのでご注意ください。

＜上記補助金には上限があります＞

◆交付までの流れ(公正証書の場合)



◆主な必要書類(公正証書の場合)

- ・ 戸籍謄本（離婚後の戸籍）
※コピー可、発行から6ヶ月以内のもの
※申請者と該当子が記載されているもの
(親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要)
- ・ 世帯全員の住民票の写し
※コピー可、発行から6ヶ月以内のもの
※本籍地、続柄の記載があるもの
(マイナンバー不要)
※コピー可、発行から6ヶ月以内のもの
- ・ 公正証書作成手数料の領収書
- ・ 公正証書（原本）
- ・ 申請者名義の通帳
- ・ その他必要書類

※「養育費請求調停」「強制執行」申立ての場合は、必要書類が異なります。

◆申請時期

①公正証書の作成手数料を補助する場合

公正証書を作成した翌日から6ヶ月以内（離婚成立後に限る）

(令和3年4月～9月作成分は令和4年3月31日まで申請可)

②「養育費請求調停」・「強制執行」申立て費用を補助する場合

裁判所で申立てした翌日から6ヶ月以内

(令和3年4月～9月申立て分は令和4年3月31日まで申請可)

公正証書の作成手数料を補助する場合、「養育費請求調停」・「強制執行」申立て費用を補助する場合どちらも事前相談が必要になります。

「夫婦関係調整（離婚）の調停」・「婚姻費用負担の調停」に付随しての養育費に関する調停申立ては補助対象外となります。

申請手続きなどは下記までお問い合わせください。

・お問い合わせ・

奈良市子ども育成課 ひとり親家庭支援係（平日8時30分～17時15分）

〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1

TEL: 0742-34-5042

メール: kodomoikusei@city.nara.lg.jp

